

木津川市人権啓発協議会会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、木津川市人権啓発協議会と称する。

第2条 本会の事務局は、木津川市人権推進課に置く。

第2章 組織

第3条 本会は、木津川市の社会教育団体並びにこの趣旨に賛同する団体の代表者、個人をもって組織する。

第3章 目的及び事業

第4条 本会は、会員相互の連絡調整のもとに、市民が人権問題を自らの問題として、理解と認識を深めるため、積極的な啓発活動を推進することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、常に関係機関と緊密な関係を保ち、次の活動並びに事業を行う。

- (1) 人権問題に関する啓発活動の実施
- (2) 各種団体並びに関係機関との連絡調整
- (3) その他必要な事業

第4章 会議

第6条 会議は総会及び役員会とし、いずれも会長が召集する。

2 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 役員

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 顧問を置くことができる。

- 2 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 幹事は、本会の企画運営にあたる。

第8条 役員を選出及び任期は、次のとおりとする。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選とし、幹事は会員の中から会長が指名する。
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員に欠員の生じた場合、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 付則

第9条 本会則の変更は、総会で行う。

第10条 本会則は、平成19年8月2日より施行する。

第11条 本会則は、平成21年7月3日より施行する。